

第136回  
青森県都市計画審議会  
議事録

平成25年8月1日（木）

日 時：平成25年8月1日（木） 午後1時30分から

場 所：青森県庁 西棟8階中会議室

出席者：委員 佐々木 弘子

委員 山本 恭逸

委員 氏家 良博

委員 田中 正子

委員 板垣 美保

委員 福士 譲

委員 川名 義章 （代理：高橋 究）

委員 佐々木 康雄 （代理：栃沢 一成）

委員 小池 剛 （代理：盛谷 明弘）

委員 長谷川 伸一 （代理：田中 和男）

委員 山本 有一 （代理：太田 泰孝）

委員 西谷 洌

委員 森内 之保留

委員 清水 悦郎

委員 柚谷 和穂

以上15名出席

案 件：議案第1号 青森都市計画道路の変更（青森県決定）について

議案第2号 弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）について

(司会)

ただいまから、第136回青森県都市計画審議会を開会いたします。今回、第2号委員の人事異動、第4号委員および第5号委員の改選により、お手元の青森県都市計画審議会委員名簿のとおり委員に変動がございましたので、ここで出席委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様方でございます。

会長の青森公立大学教授の山本恭逸様でございます。

青森県ビックウーマンの佐々木弘子様でございます。

弘前大学教授の氏家良博様でございます。

社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございます。

社団法人青森県建築士会の板垣美保様でございますが、後ほどお見えになる予定となっております。

フクシアンドフクシ建築事務所代表の福士讓様でございます。

第2号委員は、関係行政機関の皆様方でございます。

東北財務局青森財務事務所長の川名義章様でございますが、本日は代理として高橋究様が出席されております。

ご紹介が後先になりましたけれども、社団法人青森県建築士会の板垣美保様でございます。

続きまして第2号委員の

東北農政局長の佐々木康雄様でございますが、本日は代理として栃沢一成様が出席されております。

東北地方整備局長の小池剛様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所の盛谷明弘様が出席されております。

東北運輸局長の長谷川伸一様でございますが、本日は代理として青森運輸支局の田中和男様が出席されております。

青森県警察本部長の山本有一様でございますが、本日は代理として太田泰孝様が出席されております。

第4号委員は、県議会議員の方でございます。このたび、第4号委員の方は改選されております。

西谷洸様でございます。

森内之保留様でございます。

清水悦郎様でございます。

第5号委員は、市町村の議会議長を代表する方でございます。このたび、第5号委員は改選されております。

青森県町村議会議長会会長の杉谷和穂様でございます。

また、本日は欠席されておりますが、第2号委員として東北経済産業局長の守本憲弘様、第3号委員として青森県市長会会長の鹿内博様にご就任いただいております。

本日の出席状況につきましては、委員17名のうち、15名が出席されており、出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。

今回から新たに幹事を務めます、青森県県土整備部都市計画課長の高瀬香です。

前回から引き続き幹事を務めます、青森県県土整備部建築住宅課長の原田佳道です。

それでは、本日は青森県から付議された2件の議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

まず、お配りしております資料の確認を行わせていただきます。

1ページに第136回青森県都市計画審議会次第、2ページに委員名簿および出席状況、3ページに委員席図となります。

議案書です。

A3判横の議案第1号から第2号までの参考資料です。

不足などございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、山本議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(山本議長)

はい。みなさんこんにちは。

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

最初に慣例によりまして、私の方から議事録署名委員お二方を指名させていただきたいと思えます。田中委員と福士委員のお二方にお願ひしたいと思えますがよろしいでしょうか。

(田中委員・福士委員)

はい。

(山本議長)

よろしくお願ひいたします。

それでは議案の審議に入ります。まず、議案第1号「青森都市計画道路の変更(青森県決定)」について、ご審議をお願ひいたします。議案の内容につきまして、事務局の方から説明をお願ひします。

(事務局)

それでは、「青森都市計画道路の変更」について、ご説明したいと思えます。

はじめに、都市計画道路について、簡単に説明いたしまして、その後具体的に具体的変更内容についてご説明したいと思えます。座って説明させていただきます。

このパワーポイントは、毎回都市計画道路の変更の際には、皆さんにご説明しておりますけれども今回初めての方もいらっしゃるしますので、簡単にご説明させていただきます。

都市計画道路とは、書いてあるとおりでございますけれども、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法に基づいて決定された道路ということで、都市内の移動ですとか物流それらを支える社会基盤として整備する道路でございます。都市計画決定するものでございます。都市計画決定する効果については大きく分けて2つございます。1つは、地域の住民の方に事前にどこに道路が整備されるのかということを示す。ということが1つになります。もう1つは、都市計画道路を整備する際円滑な整備を行うために決定されている敷地については、一定の建築制限をかける。ということがございます。

例えば、どういう建築制限をかけるかと申しますと、この図でこれが今ある実際にある道路だといったしまして、この青の点線で書いてある部分がここまで広げる拡幅を行うという都市計画決定がされているといったします。この道路の

端と都市計画決定されているラインの間は民地という形になります。この民地に関しましては、自由にどういう建物でも建てられるということではございません。比較的道路を整備する際に除却が可能なものということで、2階以下の建築物また地下のないもの、それと木造等の比較的容易に撤去出来るものということで、鉄筋コンクリートの構造物とかは建築出来ない。というような制限がされてございます。例えば、都市計画道路に決定されている区域とそうでない区域について建築物を建てる場合、どうしても3階建てにしたいという場合に関しては、都市計画決定されているラインで分けまして、道路の中は2階建て、道路の外に関しては制限がございませんので3階建てあとは鉄筋コンクリートそういったものでも建てられるという形で一定の制限がされてございます。

そういう制限をかけまして実際に整備すると、こういった形で都市計画道路というのが一定の幅でずっと整備されますので、これは青い森公園の脇ですけれども幅20mの道路で決定されておりましてこの通り整備されますとこのような道路が整備されることになります。

それでは、今回の変更する内容について具体的にご説明させていただきたいと思っております。お手元にお配りしております資料のうち議案書に関しましては、3ページになります。また、A3横の資料でございましてけれども参考資料に関しては1ページにその詳細が書かれております。これは、青森市の都市計画図でございまして、今回変更を行う路線に関しましては筒井大矢沢線といいまして、筒井地区青森高校の付近から幸畑団地の方に続く路線となっております。

具体的に変更する場所でございますけれども、青森市の中央にJR青森駅、県庁等でございますけれども、青森駅から市街地の中ほどを青い森鉄道が野辺地方面八戸方面の方に走っております。

今回、青森駅と東青森駅の間に筒井駅という駅を現在整備しておりまして、今年度末頃の開業を予定しております。

今回の変更はその筒井駅開業に伴いまして道路を拡幅してございまして、その一部計画変更に伴うものでございます。これが、筒井駅付近の図面でございましてけれども、ここに筒井駅が予定されておりまして、その前後の狭い区間を今拡幅を行っております。周辺には、筒井中学校、それと青森高校、筒井小学校ということで小中高が隣接して立地してございまして、この路線に関しては主要な通学路ということになってございます。

これが筒井駅現在整備してあります筒井駅の整備後のイメージパースになります。上り線下り線にそれぞれ屋根をもったホームを建築しておりまして、それぞれ上り線下り線毎にエレベーターを1機設置する予定としております。その下に待合室を設置するほか駐車場そういったものを駅前広場ということで整備するということになってございます。

それでこれが整備後の平面図となります。青で書いてある部分が駅に関わる整備部分です。事業主体は鉄道管理者である青森県ということになります。今ご説明しましたが、ホーム、エレベーター、待合室等は駅の整備によって行われます。それに隣接しまして駅前広場、県道にタッチする市道がございまして青森市の方で駅前広場ということで、障害者及び迎えのための駐車スペースとさせていただいた10台位のスペースを確保するほか、駐輪場に関しましても100台程度確保する予定としております。また、県道へアクセスとなる市道につきましても拡幅の整備を行うということで現在整備が行われております。その向かいの県道でございすけれども、こちらに関しましても駅周辺に関しましては、歩道車道とも狭いものですから今回の開業に合わせて拡幅を行うという状況でございす。

県道を変更する筒井大矢沢線の幅員でございすけれども、全部で15mの幅員となっております。車道として実際に車が走るところ3mずつ上下2車線になっておりまして、その脇に路肩がありますけれども冬季に関しては、雪を堆雪する場ということで除雪余裕幅と申しておりますけれども1.5mずつ確保してございす。歩道に関しましては、両側に3mを設置する予定としております。その3mの中には流雪溝も設置いたしまして冬季間の歩行者の空間の確保ということにも対応しております。

これが実際の工事のための平面図になります。駅がこちらでしてその前後の狭い区間を今回拡幅するというようにしております。それとここの交差点が、不規則な交差点になっておりましたので交差点改良として、交差点の改良を行いながらここの交差点に関しては信号を設置して、安全に配慮するものとして考えております。あと、駅の近くにバスの停留所がございましてバスによる渋滞というものを解消するべく、バス停にはバスベイということでバスの停車スペースを設ける形で整備を行うこととしております。

これが今回変更する部分を示した詳細な図面になります。これについては参考資料の2ページの方に掲載してございす。

今回変更する地区ですけれども、この黄色で囲われているエリアになります。ここに関しては幅約20mの区間で最大の幅が1m、面積が約10㎡程度になりますけれども、この交差点の改良それとバスの停車帯がございすけれども、それらの詳細な設計検討を行った結果、これまでこの黄色を含めて道路として都市計画決定してございすけれども、実際はこの10㎡わずかな部分でございすけれども、この部分の用地が道路には必要のないことが判明いたしました。最初にもお話しいたしましたけれども、狭い小さな土地でございすけれども民地に必要のない建築制限を課しておくことは好ましくないこともありまして

今回、変更により道路区域からこの区域を除くということで提案してございます。

この写真は、青い森鉄道筒井駅へアクセスする市道92号方向から撮影したものです。この手前側左側が駅前広場になります。駅前広場から出て県道へアクセスします。ちょうど向かい側の交差点に接続する三角の部分、この部分が道路として不必要となる土地でございます。

この写真は、起点側から撮影したものですけれども、左側の路側の部分が不必要となります。

この写真は、逆に終点側から撮影したものですけれども、右側のこの部分が不必要となります。

以上で、議案第1号「青森都市計画道路の変更」についての説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成25年6月11日から24日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

特に異議がないようですので、お諮りいたします。議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決することといたします。

次に、議案第2号「弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）」について、ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案第2号「弘前広域都市計画道路の変更(青森県決定)」について、ご説明いたします。お手元の資料のうち、議案書に関しましては6ページ、参考資料は3ページをお開きください。

これは今回の変更の内容を示したものになります。今回変更となる路線は、藤崎町の3・5・8号村井唐糸線となります。変更項目に関しましては、名称、延長及び車線数の決定ということになります。

具体的には、終点部分の880mを今回都市計画決定から廃止し、終点が変わったことで路線名も今回変更するというものです。また、今回車線数をあらたに2車線に決定いたしますが、法改正により幅員だけではなく車線数を今後は決定するとなっておりますので、法改正に基づいて車線数を決定するものでございます。

それでは、具体的な変更内容についてご説明いたします。

今回変更となる路線は、赤の実線と黒の実線で示されたところでございます。国道7号が右側の方に通っておりまして、上側が青森市方向、下側が弘前市方向となっております。藤崎町役場がこの辺にありまして、イオンショッピングセンターが国道339号バイパスの路線に立地してございます。周辺には、藤崎駅、小学校それとJR五能線が平行して走ってございます。計画延長全部で3,200mとなっておりますけれども、そのうち赤の線で示してございます2,320mについては既に整備が完了してございます。あと残っているのが、黒の880mということでございます。

今回未整備の区間を整備するにあたりまして、これまで計画決定されていたルートともう1つバイパスによる整備という形での提案がなされまして、そのルートとの比較検討の結果、この点線でのバイパスでの整備という形での整備をしたいということで、今回黒のこれまでの都市計画決定を廃止するものでございます。

具体的な比較ルートを示した図面がこちらになりますけれども、参考資料の4ページに同じものが載せられてございます。

道路整備の計画についてご説明いたします。今回の道路整備に関しましては、弘前市から延びております岩木川右岸環状線という道路がございまして、弘前市方向からの交通量がこの道路が開通したことにより、かなり多くなってございましてその交通量を捌くために計画されたものでございます。実際の現道は6m程度で歩道も設置されてございませんので、早急に対処すべく計画しております。事業区間としましては、岩木川から国道339号まで整備が終わった区間までの全体1,300mということになってございます。

都市計画ルートとバイパスルートを比較するにあたりまして、都市計画決定はこの藤崎橋までの区間しか都市計画決定がされておりませんが、このルートを活かすということになりますと、今ある藤崎橋をそのまま使いまして岩木川まで行くルートになります。こうした場合にここに、白子集落がございましてこの現道の南側まで集落が伸びております。今の都市計画ルートで整備を行った場合、この集落を分断するということが集落に対する影響が出てくるということが1点。もう1つは、今の藤崎橋にそのままアクセスしておりますので、その藤崎橋を利用することになります。しかしながら藤崎橋に関しては、橋梁を設置してから約50年経過しておりまして実際に幅員も6m程度しかないということで、この橋を活かして拡幅することはなかなか困難という状況になりまして橋の架け替えが必要となります。この橋を架け替えるということになりますと現在ある交通を処理する必要がありますので、新たに仮橋を設置して本橋を架け直すというような作業が出てまいります。

それに比しまして今回提案しておりますバイパスルートに関しましては、若干こちらの集落の部分端には掛かるのですが、それほど都市計画ルートに比べて集落に及ぼす影響が大きくないということが1つと、橋のない所に現在ある橋に影響のない範囲で施工が可能な所に橋梁が架けられるため、仮橋の設置がいらぬということになりまして、工事費に関しましては有利となります。資料の左側下に概算工事費ということで、工事費を比較してございます。都市計画ルートに関しましては、道路・舗装費約2億9千万、橋梁費が約18億、仮橋に8億弱かかります。それと用地補償費を合わせて約32億かかる試算になります。それに対してバイパスルートは、道路・舗装費で約3億2千万、橋梁費で約17億6千万、用地補償費で1億6千万、合計で22億7千万ということで、仮橋を設置する必要がないことと、家屋の補償が少なく済むということで、9億程経済的に整備が出来るというような比較となっております。

これらの比較を行った結果、バイパスルートが経済的に優れるということと、地元に対する影響が軽減できるということで、地域の住民の方にも説明を行いまして特に住民の方から異論はありませんでした。今回、バイパスルートで整備を行い、これまで都市計画決定されていたルートに関しましてはこのバイパスルートが整備されることにより、その整備の必要がなくなりますので不要な建築制限等を排除することからこの区間の都市計画道路を廃止するものでございます。

この写真は、起点の村井地区から撮影したものでございます。ここは既に整備が完了している所でございます。

この写真は、先ほどと反対方向から撮影したものでございまして、ここも既に整備が完了している所でございます。

この写真は、藤崎小学校付近から撮影したものでございますけれども、先ほどの写真と同様整備が完了している所でございます。

この写真は、草等で見えづらいと思えますけれども、幅員12mで整備が行われております。

この写真は、今回廃止となる唐糸地区から白子方向を撮影したものでございます。この先に現道はございませんが、都市計画ルートではこの先に都市計画道路が真っ直ぐ続くということで計画がされておりました。今回廃止されてその左方向に新たなバイパスが出来るということになります。

この写真は、今回廃止となる白子地区から唐糸地区方向を撮影したもので、先ほどの写真とは反対の方向になります。この先の都市計画道路上に現道はありません。バイパスが右側を通るような形になります。

この写真は、今回廃止となる白子地区から都市計画道路終点の岩木川方向に向けて撮影した写真でございます。現道の幅は8.7mでございますけれども歩道は整備されてございません。左側に歩道が付いたバイパスが整備されます。

以上で、議案第2号「弘前広域都市計画道路の変更」についての説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成25年6月11日から24日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本議長)

ただいま、説明のありました議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

(西谷委員)

1つ聞いてもいいでしょうか。参考資料4ページの図面で緑色に着色している部分は緑地帯ですか。

(事務局)

緑色で着色している部分は、法面になります。

(西谷委員)

法面。

(事務局)

はい。赤色で着色している部分は実際に車が走る部分でして、緑色の部分は道路が少し高くなっているのが法面となります。あと、川沿いの部分は橋梁整備に伴う護岸です。堤防の改修工事にかかる部分も緑で着色しております。

(山本議長)

西谷委員よろしいでしょうか。

(西谷委員)

はい。

(山本議長)

他にご質問、ご意見等がございましたら、はい氏家委員どうぞ。

(氏家委員)

今度の廃止するのは解ったのですが、廃止以外の道路については都市計画道路そのまま活かすということでしょうか。

(事務局)

今回都市計画道路は、今まで決定していたものを廃止して新たなルートで整備を行うということですが、都市計画決定するかというのでも検討したのですが、既に地区の方には説明会をしております、実際にどこに道路が出来るかという説明は全て終わりました。今後、新たに建築物が建築され、道路整備の支障となる恐れもないものですから、今回改めて都市計画決定をしないこととしております。

(氏家委員)

もう1点お聞きしたいのが、藤崎小学校付近の赤い線のところは廃止ではないので、都市計画道路そのまま残るとということでしょうか。

(事務局)

そうです。整備済みということで残ります。

(氏家委員)

すると、今度のバイパスも都市計画道路並になるのでしょうか。

(事務局)  
そうです。

(氏家委員)  
わかりました。ありがとうございます。

(山本議長)  
ほかにご意見、ご質問等はありませんでしょうか。  
今まで整備されてきたことが無駄になることはないのですね。きちんと繋がるわけですからね。

(事務局)  
はい。

(山本議長)  
ほかにご意見、ご質問等がないようですのでお諮りいたします。議案第2号は、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)  
異議なし。

(山本議長)  
それではご異議ないようですので、議案第2号については原案どおり決定することといたします。  
これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対して、原案のとおり議決された旨、答申することといたします。